

## 秋田県空港供用規程

空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、秋田県空港供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

第1条 秋田空港及び大館能代空港（以下「空港」という。）の運用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要と認めるときは、運用時間を変更することがある。

空港名	運用時間
秋田空港	午前7時から午後10時まで
大館能代空港	午前8時から午後7時30分まで

2 空港機能施設等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（空港の概要）

第2条 空港の概要は、次のとおりとする。

空港名	滑走路 (長さ×幅)	単車輪荷重	エプロン	I L S施設の有無、 数、運用カテゴリ
秋田空港	2,500m ×60m	43トン	5バース（大型航空機用3、 小型航空機用2）	有、1、カテゴリ I、精密進入灯火
大館能代空港	2,000m ×45m	30トン	4バース（中型航空機用3、 小型航空機用1）	有、1、カテゴリ I、精密進入灯火

（空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第3条 次に掲げる空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- (1) 総合案内所、観光情報センターその他の空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
- (2) 空港の管理者等の氏名、住所及び連絡先その他空港に関する情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、空港が提供するサービスの内容に関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第4条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、次に掲げるもののほか、秋田県空港管理条例（昭和56年秋田県条例第13号）及び秋田県空港管理条例施行規則（昭和56年秋田県規則第35号）の定めるところによる。

- (1) 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んで서는ならない。
- (2) 空港管理事務所長の同意を受けずに小型無人機を飛行させてはならない。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。